

検討のためのたたき台・その2

〔再改訂版〕

（第2－1 禁錮以上の実刑判決の宣告後の裁量保釈（再保釈）について，同判決の宣告前の場合と比較して，要件を厳格なものとする事）

第2-1 禁錮以上の実刑判決の宣告後の裁量保釈（再保釈）について，同判決の宣告前の場合と比較して，要件を厳格なものとする

1 考えられる制度の枠組み

A案

禁錮以上の刑に処する判決の宣告があった後は，刑事訴訟法第90条の規定による保釈は，同条に規定する事情を考慮し，次のいずれかに該当する場合で，相当と認めるときに限り，これを許すことができるものとする。

- ① 同条に規定する不利益その他の不利益の程度が著しく高い場合
- ② 保釈された場合に被告人が逃亡するおそれの程度が著しく低い場合

B案

刑事訴訟法第90条の規定にかかわらず，禁錮以上の刑に処する判決の宣告があった後は，裁判所は，保釈された場合に被告人が逃亡し又は罪証を隠滅するおそれの程度のほか，身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上，経済上，社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情を考慮し，次のいずれかに該当する場合で，相当と認めるときは，職権で保釈を許すことができるものとする。

- ① 身体の拘束の継続による不利益の程度が著しく高い場合
- ② 保釈された場合に被告人が逃亡するおそれの程度が著しく低い場合

別案1

禁錮以上の刑に処する判決の宣告があった後は，刑事訴訟法第90条の規定による保釈を許すには，同条に規定する不利益その他の不利益の程度が著しく高い場合でなければならないものとし，ただし，当該判決の宣告にかかわらず保釈された場合に被告人が逃亡するおそれが小さいと認めるときは，この限りでないものとする。

別案2

禁錮以上の刑に処する判決の宣告があった後は，刑事訴訟法第90条の規定による保釈を許すには，同条に規定する不利益その他の不利益の程度が著しく高い場合でなければならないものとし，ただし，保釈された場合に被告人が召喚に応じなくなるおそれがないと認めるときは，この限りでないものとする。

2 検討課題

(1) 具体的な規定の仕方

- 刑事訴訟法第90条の規定を踏まえ、禁錮以上の実刑判決の宣告後の裁量保釈の判断の在り方を示すものとして、どのような規定とするのが適当か